（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（登録申請書） **第三条**　（略） ２　（略） ３　法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「申請用写真」という。）とする。 第一号様式（その一） 	（登録申請書） **第三条**　（略） ２　（略） ３　法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した五センチメートル平方形の単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「申請用写真」という。）とする。 第一号様式（その一）